

色麻町認定こども園整備方針

令和 3 年 8 月

色 麻 町

この「色麻町認定こども園整備方針」は、令和3年3月に策定した「色麻町認定こども園基本計画」をより具体化し、幼保連携型認定こども園開園に向けた整備の内容を整理したものです。

今後、この整備方針を基に令和6年4月開園を目指し、本町の認定こども園整備を進めていきます。

目 次

I. 設置・運営に関する事項	1
II. 保護者の負担に関する事項	7
III. 引き継ぎ等に関する事項	8
IV. 運営事業者の選定に関する事項	9
V. スケジュールに関する事項	10

I 設置・運営に関する事項

1 設置・運営形態

本町の幼保連携型認定こども園は「民設民営」による設置・運営とし、0歳児から小学校就学前までの一貫した教育・保育を園児の発達や学びの連続性を考慮して行う。

また、民間活力を活かすことから、「民設民営」の事業者と（仮称）「色麻町子育て支援連絡協議会」を設置し、「民」と「公」との連携を図りながら良質な子ども・子育て環境を整える。

2 運営方針

(1) 町がめざす子育て支援の基本理念

「みんなのチカラで 笑顔をはぐくむ 幸せいっぱい しかまっ子」

(2) 町がめざす認定こども園の基本理念

- 0歳児から小学校就学前までの一貫した教育・保育を、園児の発達や学びの連続性を考慮して行う。
- 教育・保育は、園児の健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。
- 園児の遊びや生活といった直接的・具体的な豊かな体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力を育む。
- 家庭、地域社会と協力して教育・保育を進め、地域における乳幼児期の教育・保育の中心的な役割を果たす。さらに、地域社会や関係諸機関と連携を図りながら、子どもたちの健やかな育ちを実現できるよう地域の子育て家庭を支援する。

(3) 町がめざす認定こども園教育・保育方針

国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領を遵守し、生きる力の基礎を培う教育・保育の充実に努める。

- 地域の特色や人的資源・自然環境を生かし、自発的な活動としての「遊び」の充実に努める。
- 集団生活を通して、人との関わりを深めながら、道徳性の芽生え、人間関係の構築等、心身が健全で調和のとれた発達を促す。

- 家庭や地域の多様なニーズの把握、小学校をはじめとする教育機関等との交流・連携に努め、地域に根差した子育て支援の充実と信頼される園づくりに努める。
- 園内外研修に努め、新たな教育・保育課題に対応できるよう専門性と資質の向上に努める。

(4) 町がめざす認定こども園における子育て支援事業

本町がめざす認定こども園は、次に示す5つの子育て支援事業を実施することを基本とする。

なお、【 】内は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条に定める事業」のうち、該当する条文を示している。

① 地域子育て支援事業【法律施行規則第2条第1項第1号・第2号】

地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、子どもの養育に関する様々な課題について、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

② 一時預かり事業【法律施行規則第2条第1項第3号】

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、認定こども園の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

③ 延長保育事業

保護者の就労状況その他やむを得ない事情のため延長保育の必要があると認められる園児について、開所時間を延長して認定こども園で保育を実施する事業

④ 障がい児保育

身体又は知的な面において軽度な障がいがあり、専門的なケアが不要な園児を認定こども園で受け入れて健常児と一緒に保育を実施する事業

⑤ 病児・病後児保育【法律施行規則第2条第1項第3号】

・病児対応型・病後児対応型

症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後

児の場合は、病気の回復期にある) 集団保育が困難で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を受けることができない園児に対して行う事業

・体調不良型

保育中に微熱を出すなど体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応が必要な園児に対して、園児が安静にできる場所を認定こども園内に確保し、看護師等が一時的に保育を行う事業

※ 実施する事業内容等については、運営事業者と協議し決定する。

3 整備予定地等

(1) 認定こども園の建設予定地は、現在の色麻幼稚園の場所とする。

所在地：色麻町清水字香ノ木前 29 番地外

敷地面積：約 9,000 m²

(2) 建設予定地における土地・建物については、次のとおりとする。

【土地】無償貸与

【建物】上記敷地内に運営事業者において建設する。

- ① 土地の無償貸付の範囲は別紙1のとおりとする。
- ② 園庭等については、運営事業者において整備する。なお、地域に愛されてきた「笠松」については、現状のままとし、笠松等の維持管理については町が行う。
- ③ 上記敷地については、町の洪水土砂災害ハザードマップ浸水想定区域0.5～3m未満であるため、かさ上げや園舎を避難可能な構造(2階建てなど)にするなどの安全対策を講ずること。なお、かさ上げを行う場合は、運営事業者と協議し、その経費の町負担分を決定する。
- ④ 現在の色麻幼稚園園舎については、認定こども園建設後、町において解体し駐車場を整備する。なお、解体スケジュール等については運営事業者と協議し決定する。

(3) 現在の色麻幼稚園の講堂(体育館)については、町の避難所として使用する場合があるため、社会体育施設へ移行し、町において講堂(体育館)及び上記で整備した駐車場と併せ管理を行う。なお、認定こども園が積極的に利用出来るよう活用方法について運営事業者と協議し決定する。

(4) 幼稚園・保育所の備品等については、町が提示するもののうち、運営事業者が希望するものについては無償譲渡する。

4 保育体制等

(1) 定員及び学級数については次のとおりとする。

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
推計児童数(2024年) A	36	39	42	43	45	39	244
利用率 B	61.1%	65.9%	69.6%	98.2%	100%	100%	—
推計利用者数 A*B	22	26	30	43	45	39	205
職員配置基準	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1	—
定 員	24	30	30	45	45	45	219
(教育認定)	—	—	—	13	13	13	39
(保育認定)	24	30	30	32	32	32	180
学級数	—	—	—	3	2	2	7

※参考：保育教諭数

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
定 員	24	30	30	45	45	45	219
職員配置基準	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1	—
学級数	2	2	2	3	2	2	13
(学級①)	12	12	12	15	23	23	—
(学級②)	12	18	18	15	22	22	—
(学級③)	—	—	—	15	—	—	—
保育教諭数	11	8	8	6	4	4	41
(学級①)	4	2	2	1	1	1	—
(学級②)	4	3	3	1	1	1	—
(学級③)	—	—	—	1	—	—	—
(フリー・一時預かり担当)	3	3	3	3	2	2	—

※参考：職員数

職 種	人数	基 準 等
園長	1	原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者
副園長（教頭）	1	原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者
保育教諭	41	幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両方を有する者
養護教諭（看護師）	1	養護教諭（看護師）免許状を有する者
栄養教諭（栄養士）	1	栄養教諭（栄養士）免許状を有する者
調理員	6	調理業務の全部を外部委託することも可
事務職員	2	
用務員	1	
計	54	

（2）保育時間等については、次に示す時間等を基本に運営事業者と協議し決定する。

○開 園 日：月曜～土曜日 7時15分～18時15分

（祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

○延長保育：月曜～土曜日 18時15分～18時45分

（祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

○一時預かり：月曜～金曜日 8時30分～17時00分

（祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

○病児・病後児保育：実施する具体的な内容を運営事業者と協議し決定する

5 通園方法

- ・ 1号認定及び2号認定については、通園バスまたは保護者の送迎とする。
- ・ 3号認定については、保護者の送迎とする。
- ・ 通園バスの運行時間は、1号認定の園児の登園及び降園時間を基準とする。
- ・ 通園バスの運行については事業者（委託も含む）が行い、その経費の町負担額は運営事業者と協議し決定する。

6 給食の提供

- ・ 給食については自園調理とし、すべての園児に対し提供する。
- ・ 自園調理に係る経費については、運営事業者の負担とする。
- ・ 給食は、栄養士が献立を作成し、主食・副菜・おやつを町内又は県内で生産された食材を積極的に使用し、適時適温で提供する。また、食育指導や食物アレルギーへの対応について配慮を行う。

7 その他

- ・ 行事については、地域性や園の特色を活かした行事を運営事業者が計画し実施する。ただし、一般的な季節行事（クリスマス会など）を除き、宗教色の強い行事・行為は行わないこと。

II 保護者の負担に関する事項

1 保育料等

- ・保育料、延長保育料及び一時預かり保育料等については、町が別に定める。
- ・通園バス利用料については、運営事業者が定め徴収する。
- ・給食費については、運営事業者が定め徴収する。

2 傷害保険料

- ・傷害保険については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入し、運営事業者が徴収する。

3 その他

- ・認定こども園で使用する物品等については、保護者への事前通知等に務め、運営事業者が徴収する。なお、移行前から使用している物品等があれば二重の負担にならないよう配慮する。

Ⅲ 引き継ぎ等に関する事項

1 交流事業

- ・認定こども園の開園前は、現在行っている「色麻幼稚園と色麻・清水両保育所」及び「色麻幼稚園と色麻小学校」の交流事業に運営事業者の参加を求め、運営事業者は町が行う交流事業に職員を派遣する。
- ・認定こども園の開園後も色麻小学校との交流事業を継続して行う。

2 事務引き継ぎ

- ・認定こども園に引き継ぐ事項については、色麻幼稚園及び色麻・清水両保育所等が引継書を作成し、引き継ぎを行う。なお、引き継ぎ事項は、運営事業者と協議する。

3 交流事業及び事務引き継ぎ期間

- ・認定こども園開園前の交流事業及び事務引き継ぎについては、令和5年4月から令和6年3月までの期間で行う。

IV 運営事業者の選定に関する事項

1 選定方法

- ・運営事業者の選定については、色麻町プロポーザル実施要綱第10条に基づき、色麻町認定こども園設置運営事業者選定審査委員会を設置し審査を行う。
- ・審査委員会は、事業者から提出された本業務に関する企画提案書をあらかじめ定めた評価基準に照らして審査し、最も質の高い成果を得ることができると見込まれる提案を選定する。
- ・町長は、その審査結果の内容を踏まえ、運営事業者を決定する。

2 応募資格

- ・応募日において、認定こども園、幼稚園又は保育所のいずれかを運営している学校法人もしくは社会福祉法人とする。
- ・本町の教育・保育事業を理解し、積極的に町に協力しながら運営を行う事業者とする。
- ・色麻町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当しない事業者とする。

3 その他

- ・本町の幼稚園及び保育所に勤務する会計年度任用職員等については、運営事業者において積極的に希望者を継続雇用とする。

V スケジュールに関する事項

1 保護者等への説明

- ・保護者等への説明については、次に示す開催時期等を基本に運営事業者と協議し決定する。

日 時	内 容	対 象
令和3年7月	認定こども園基本計画概要版配布	全世帯
令和3年7月～8月	認定こども園整備方針（町案）	教育委員会委員 子ども・子育て会議委員
令和4年3月	認定こども園整備計画（事業者案）	教育委員会委員 子ども・子育て会議委員
令和5年9月	認定こども園運営方法・運営内容	教育委員会委員 子ども・子育て会議委員
令和5年10月	認定こども園運営方法・運営内容	保護者等
令和6年4月	認定こども園開園	

2 事業者選定

- ・事業者選定については、公募型プロポーザルを実施し、次の日程を基本に選定する。

日 時	内 容	備 考
令和3年8月下旬	事業実施公表	
令和3年9月上旬	整備予定地説明会	
令和3年9月下旬	参加意向申請書の提出期限	
令和3年12月上旬	企画提案書の提出期限	
令和3年12月中旬	プレゼンテーション及び審査委員会	
令和3年12月下旬	運営事業者決定	
令和4年1月以降	各種協議	

別紙1 貸与場所



別紙2 整備イメージ図



※ この図は、整備後をイメージしたのですが、園舎の位置や形状等については各事業者において自由に提案してください。